

## 「ふるさと納税」の仕組みと手続き

年末に差しかかってまいりましたが「ふるさと納税」はお済でしょうか？  
寄付をして返戻品をもらえる制度としてよく知られていますが、実際にどのような仕組みなのか  
わかりにくく、未だにふるさと納税を行ったことがない人もいます。  
そこで、今回はふるさと納税の基本的な仕組みをご紹介します。

## 【ふるさと納税の趣旨】

ふるさと納税は自分の生まれ故郷や、応援したい地域へ貢献するための制度です。  
日本全国のどの自治体(都道府県・市区町村)に対してもふるさと納税を行うことができます。

## 【ふるさと納税と税金の減額】

ふるさと納税によって地方自治体へ寄付をすると、原則的に **2,000 円の自己負担を除く寄付金額の全額が所得税及び住民税から控除**されることとなります。(計算方法はインフォメーション No432 を参照)

## 【ふるさと納税の手順】

2,000 円の自己負担でふるさと納税を行うための具体的な手順は以下のようになります。

## ① 税金の控除額の上限額を計算する

寄付金控除の額には、寄付をした人の所得に応じて上限があります。また、税金の控除の計算は「1月～12月」の年単位で行います。つまり、その年の1月～12月の所得を予想して、その金額に応じた寄付をその年中に行うことで2,000円の自己負担で寄付をすることができます。

## ② 自治体を選択して寄付をする

寄付金額の上限額を調べたら、次に寄付をしたい自治体を選択します。現在は多くの自治体が返戻品を用意しているので、お好みの返戻品を選択して、その返戻品を出している自治体へ寄付する人も多いかと思います。

選択した自治体へ寄付をするためには、その自治体へ直接問い合わせを行うことができますが、インターネットのふるさと納税の各ポータルサイトから行うと便利です。(上限額の目安の計算や返戻品を調べることもできます)

なお、寄付を行う際は寄付金控除を受けたい本人の名義で行う必要があります。

## ③ ふるさと納税を行った年の確定申告を行う

最後に、ふるさと納税で寄付をした金額について寄付金控除を受けるためには、自治体から送られてきた領収書を添付して確定申告を行う必要があります。(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用すると確定申告を行わずに「寄付金控除」を受けることができます。(インフォメーション No440 を参照))

以上のようにふるさと納税は、寄付金額のほとんどが翌年に支払う税金から減額され、なおかつ返戻品をもらうことができる制度として、近年利用者が増加しています。

まだふるさと納税を行ったことがない方は、今年こそは利用してみたいはいかがでしょうか。